

令和 8 年第 6 回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 6 月 2 4 日（水）
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 1 0 分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター 3 階会議室
3. 委員定数 条例定数 1 9 人 現委員 1 9 人
4. 出席委員（1 7 人）

会 長	1 番	葉山	諭						
会長代理	欠席								
委 員	3 番	山田	康弘	4 番	中尾	正則	5 番	大串	英明
	6 番	坂口	初男	7 番	河本	光晴	8 番	梅山	清春
	9 番	相川	浩一	1 0 番	葉山	静子	1 1 番	本山	光幸
	1 2 番	安藤	卓巳	1 3 番	谷脇	文弘	1 4 番	山口用一郎	
	1 5 番	柿田	敏彦	1 6 番	前田	明代	1 8 番	松崎	常俊
	1 9 番	林	辰造						
5. 欠席委員（2 人）

2 番	水嶋	政明	1 7 番	中村	和也
-----	----	----	-------	----	----
6. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 議案第 2 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 2 5 号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について
議案第 2 6 号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）の要請について
議案第 2 7 号 非農地通知の対象とすることの決定について
議案第 2 8 号 西海農業振興地域整備計画に関する意見について
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主任主事：松尾 亜美
8. 会議の概要

事務局 ただいまから、令和 8 年西海市農業委員会第 6 回総会を開会いたします。出席委員は在任委員 19 名中 17 名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長　　これより議事に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長　　今回の議事録署名委員は、16番：前田 委員、18番：松崎 委員にお願いいたします。

議長　　それでは議事に入りますが、議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。
まず、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　　事務局です。議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番について説明します。資料3頁は、農地法第3条の許可申請4件の位置図です。1番は、西海町丹納郷の案件です。4頁は議案書で、物件は西海町丹納郷字浦ノ谷の田、1筆1,384㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する詳細は、議案書記載のとおりです。申請地は、譲り受け人が、従来から借り受けて耕作していた農地であり、所有者は、今後農業を行う予定が無いため、引き続き管理・活用して行く目的で、贈与を受けるもの、となっています。ほ場は、譲り受け人の自宅から車で約5分の所に位置しています。資料7頁・8頁の現況写真でもわかりますが、現場確認時には、既に代かきが終わり、田植えの準備が出来ている状態でした。申請地については、これまで農地法の許可等を受けていませんでしたが、今回、農地法第3条許可申請にて所有権を移転することとなっています。

農地法第3条の許可申請の関係資料は、3頁から12頁までで、3頁に位置図、4頁が議案書で、5頁に付近近況図、6頁・7頁に字図、8頁から11頁に現況写真、12頁に航空写真を添付しています。字図で黄色に塗られているところが申請地で、現況写真番号と撮影方向を記載しています。12頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 23 号の 1 番につきまして、14 番委員、補足説明をお願いします。

1 4 番 14 番委員です。この案件につきましては、事務局から説明がありました通り、以前から譲り受け人が、譲り渡し人から借り受けていたということですが、6 月 18 日に、譲り受け人の自宅を訪問し、話を伺いました。現場については、資料の地図にありますように、私が、向かい側で田んぼを作っていますので、現況については、普段から見て知っています。それから譲り受け人は、地元丸田の基盤整備地区でも中心的担い手として畑を耕作していますので、水田についても問題なくやっていかれるものと思っています。それから、譲り渡し人につきましては、譲り受け人と親戚関係でもあり、お父さんの代から、ずっと譲り受け人に貸し付けていたということです。今は、他の仕事をして、今後も農業をやる予定はないということですので、贈与をして、譲り受け人に作ってもらいたいということで、話を聞いてきました。問題ないものと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 23 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 23 号の 2 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 23 号の 2 番について説明します。10 頁は議案書で、大瀬戸町雪浦上郷字治郎丸の田 1 筆 1,739 m²の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する詳細は、議案書記載のとおりです。申請事由は、譲り受け人は、現在、申請地を借用し耕作中であるが、今回、市外在住の所有者から譲り受けるもので、許可があり次第、贈与により所有権移転を行うもの、となっています。ほ場は、自宅より車で 5 分の距離にあり、

水稻を栽培予定です。13 頁・14 頁の現況写真で分かりますが、既に田植は終了しています。農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、3 頁並びに 10 頁から 15 頁までで、3 頁に位置図、10 頁が議案書で、11 頁に付近近況図、12 頁に字図、13 頁・14 頁に現況写真、15 頁に航空写真を添付しています。11 頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地で、現況写真番号と撮影方向を記載しています。15 頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。

今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 23 号の 2 番につきまして、12 番委員、補足説明をお願いします。

1 2 番 12 番委員です。この案件につきましては、6 月 20 日に 15 番委員、それから地元推進委員と譲り受け人の 4 名で現場確認をして、お話を伺いました。資料にもありますように、この農地につきましては、譲り受け人が 4、5 年前から耕作をされているようで、11 頁の付近近況図を見ていただきますと、この申請地の他、付近の 4、5 枚を譲り受け人が耕作をされているということでした。非常によく整備されており、昨年補助を受けて鉄柵を更新したということで、頑丈そうな、がっちりしたイノシシ対策がなされていました。お話によりますと、長年にわたってこの地域の農業に従事しておられるようで、将来はどうされるのですかとお尋ねしましたら、息子さんが何とかしてくれるのではと期待をされていました。お伺いした限りでは、特に問題があるような案件ではありませんでしたので、農地のマッチングについて説明をいたしましたところ、非常に理解を示されました。以上です。

議 長 ただいま、議案第 23 号の 2 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 23 号の 3 番を議題といたします。事務局から説

明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 23 号の 3 番について説明します。資料 16 頁は議案書で、物件は、西海町天久保郷字城山の畑で、1 筆 293 m²の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する詳細は、議案書記載のとおりです。申請事由については、申請地は譲り受け人の自宅に近接しており、家庭菜園として有効活用するため、許可があり次第、所有権を売買により移転するもの、となっています。ほ場は、自宅から 50m の距離にあり、家庭菜園として活用予定です。農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、3 頁並びに 16 頁から 21 頁までで、3 頁に位置図、16 頁が議案書で、17 頁に付近近況図、18 頁に字図、19 頁・20 頁に現況写真、21 頁に航空写真を添付しています。18 頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地で、現況写真番号と撮影方向を記載しています。21 頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから、許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 23 号の 3 番につきまして、5 番委員、補足説明をお願いします。

5 番 5 番委員です。6 月 20 日に譲り受け人、それから地元推進委員 2 名とともに、4 名で現地確認を行いました。19 頁の写真で、申請地に隣接した農地がありますが、そこを譲り受け人が耕作している関係で、今回の申請となりました。高齢ではありますが、家庭菜園をするということで、今回の申請となったそうです。以上、審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただいま、議案第 23 号の 3 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 3 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 23 号の 4 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 23 号の 4 番について説明します。資料 22 頁は議案書です。物件は、西海町面高郷字東大久保の畑 4 筆で、合計 1,624 m²の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する詳細は、議案書記載のとおりです。申請事由については、譲り渡し人と譲り受け人は親戚関係にあり、許可があり次第、贈与による所有権移転を行うこととなったものです。ほ場は、譲り受け人の勤務先から 500m の距離にあり、露地野菜を栽培予定です。

農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、3 頁並びに 22 頁から 29 頁までで、3 頁に位置図、22 頁が議案書で、23 頁に付近近況図、24 頁に字図、25 頁から 28 頁に現況写真、29 頁に航空写真を添付しています。23 頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地で、現況写真番号と撮影方向を記載しています。29 頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから、許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 23 号の 4 番につきまして、5 番委員、補足説明をお願いします。

5 番 5 番委員です。6 月 20 日に譲り受け人、それから地元推進委員 2 名とともに、4 名で現地確認を行いました。25 頁の写真にあるコンクリート舗装をされた部分は、以前、違反転用案件で追認扱いとなり、転用許可を受けたものとなりますが、その周りにある土地も譲り受けて、家庭菜園用の畑として利用したいということで、今回の申請となりました。特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく願います。

議 長 ただいま、議案第 23 号の 4 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 23 号「農地法第 3 条の規

定による許可申請について」の4番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第24号の1番について説明します。30頁の議案書をご覧ください。物件は、大島町字太田尾の畑で、現況は休耕地、地積は226㎡となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。転用の目的は、駐車場用地として転用するもので、詳細は、譲り受け人は、申請地付近の住宅を購入したものの、駐車場が無いため、農地以外の候補地を探していましたが、付近に適地がなく、止む無く今回の申請となったものです。許可があり次第、売買により所有権を移転し、家族が所有する5台分の駐車場を整備するとのことです。権利内容は、所有権移転売買です。資料33頁の字図ですが、黄色く塗られた所が、今回の申請地で、購入住宅はその北西側にあります。現況写真と併せて、位置関係をご確認ください。

資料は、30頁から38頁までで、30頁が議案書、31頁が位置図で、32頁に付近近況図、33頁に字図、34頁・35頁に現況写真、36頁に航空写真、37頁に被害防除計画書、38頁が駐車場の配置図となっています。37頁に戻りまして、被害防除計画の内容ですが、現状のまま使用するため、周辺農地への影響はない。また、汚水等排水はなく、雨水は自然流下となっています。周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としては、表土の転圧による締め固めのみで、隣接農地とは、既存の擁壁があり、建物等はなく、周辺農地への影響はない、となっています。万一、隣接農地に被害を及ぼした場合については、申請者の責により解決する、となっています。36頁の航空写真からも判断できますが、申請地の周囲は、山林や宅地で区切られた、10ha以下の農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地、第2種農地と判断しました。事務局の説明は以上です。

議長 ただいま説明がありました議案第24号の1番につきまして、18番委員、補足説明をお願いします。

18番 18番委員です。6月17日に、私と事務局の担当者と譲り受け人夫婦と地元推進委員とで、現地を確認しました。34頁の写真でもわかるように、里道を通してしか家に行く方法がなく、周りを見ても、なかなか駐車場が無いような場所で、今回の申請場所もいびつな形状で、

もう何年も農地として利用されていないような感じでした。里道はそのまま残して、碎石を敷設して駐車場として利用するという事で、隣接する土地にも、迷惑がかからないと思いますので、何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま、議案第 24 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 24 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案 25 号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたしますが、本案は、私 1 番委員及び 14 番委員が当事者となる事案が含まれているため、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議に参加できませんので、審議終了まで退席いたします。なお、本日は、職務代理者である 2 番委員も欠席でありますので、議席番号順に従いまして 3 番委員を、臨時の議長に指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 それでは、3 番委員、よろしくお願いします。

《 1 番委員、14 番委員 退席、3 番委員 着席 》

3 番 ご指名によりまして、臨時議長の職を務めさせていただきます。議案第 25 号につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 25 号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を説明します。資料 39 頁は議案書で、次の 40 頁は今回の議案にかかる集積計画の集計表となります。41 頁から 43 頁は合意解約の明細で、集積分が 3 筆及び配分が 15 筆の合意解約となっています。詳細につきましては、資料に記載のとおりです。44 頁は促進計画（案）の内容で、今回意見を求められたの

は、10筆で合計12,175㎡となっています。出し手、受け手や、農地の所在・地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、明細を参照ください。45頁・46頁は、一部貸し付けとなった申請地1番と4番の対象部分を図示しています。47頁から52頁までが、今回の受け手6戸の経営内容で、下に対象地の番号と筆数及び予定栽培作物を付記しています。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

3 番 それでは1番の補足説明を、13番委員にお願いします。

1 3 番 13番委員です。6月20日に受け手と現地で話を聞いてきました。受け手は主に馬鈴薯、ブロッコリー、カボチャを栽培しておられ、ほ場も綺麗に管理されていました。再設定ということで、何も問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

3 番 続きまして、2番と3番の補足説明を、16番委員にお願いします。

1 6 番 16番委員です。6月20日に受け手と地元推進委員2名と一緒に、現地の確認をしてきました。受け手は10年前に出し手から農地を借り受けており、更新手続きのため、案件として上がってきているとの事でした。現地は、綺麗に耕作されており、よく手が行き届いている状態でした。何も問題ない状態でしたので、更新をして、引き続きミカン作りを頑張っていたいただきたいと思いますと思って見てきました。審議のほどよろしくお願いします。

3 番 続きまして、4番と5番の補足説明を、16番委員にお願いします。

1 6 番 16番委員です。本件も、6月20日に、受け手と1番委員、それから地元推進委員2名に立ち会ってもらって、現地の確認をしてきました。受け手は、出し手2名から農地を借り受けており、更新のため、本案件となったものです。現地は、自分で改植して綺麗に耕作されており、更新をして、引き続きミカンを作っていたいただきたいと思いますと思って見てきました。以上です。

3 番 続きまして、6番と7番の補足説明を、11番委員にお願いします。

1 1 番 11番委員です。6月19日に、受け手と一緒に現場を確認してきました。オクラを作っていて、収穫をされていました。今まで、口約束

と言いますか正式に契約を結んでいませんでしたが、今回出し手の畑を、新規で借り受け契約をして、作っていくということでした。以上、よろしくお願いします。

3 番 続きまして、8番と9番の補足説明を、13番委員にお願いします。

1 3 番 13番委員です。6月21日に、受け手と現地で話をして参りました。以前耕作されていた方が、体調がすぐれないということで、受け手が作るようになったそうです。受け手は新規就農者で、主にスイカや馬鈴薯、ブロッコリーを作っています。今はスイカを作っていて、ほ場もきれいに整備されていました。何の問題もないと思いますので、よろしくお願いします。

3 番 続きまして、10番の補足説明を、11番委員にお願いします。

1 1 番 11番委員です。同じく6月20日に、受け手と現場で確認をしてきました。受け手は、先月先々月と続けて議案に上がっていましたが、本案もそれと同じ場所になります。再設定で、ビワを耕作しています。以上です。

3 番 ただいま、議案第25号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

3 番 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

3 番 「異議なし」と認めます。よって、議案第25号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

3 番 1番委員、14番委員、入室してください。

3 番 これを持ちまして、臨時議長の務めを終わらせていただきます。

《1番委員、14番委員 着席》

議 長 続きまして、議案第26号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」を議題といたします。事務局か

ら説明をお願いします。

事務局 事務局です。資料 53 頁は議案書で、農地中間管理事業の促進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否について判断を求める、となっています。先ほど説明したとおり、今回の申請地は、地域計画外の対象農地となり、要請というかたちになります。今回要請する 2 筆、1,993 m²の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、54 頁の明細を参照ください。55 頁は今回の受け手の経営状況で、手書きで栽培作物を記載しています。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており、特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは 1 番と 2 番の補足説明を、11 番委員をお願いします。

1 1 番 11 番委員です。出し手・受け手ともに、先ほどの議案の 10 番で説明した方と同じになります。ビワを栽培するそうです。よろしくお願いします。

議 長 ただいま、議案第 26 号について、説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 26 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」につきましては、原案どおり要請することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 27 号「非農地通知の対象とすることの決定について」ですが、今回は申出分がありませんので、同意書分を議題いたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 27 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意分について説明いたします。今回は、5 月 15 日から 6 月 12 日までに受け付けた分を審議していただきます。同意分の非農地の

資料は、56 頁から 73 頁までです。56 頁・57 頁が議案書で、1 番から 6 番が西彼町の物件で 5 件 6 筆、7 番から 23 番が西海町の物件で 2 件 17 筆、24 番から 29 番が大瀬戸町の物件で 1 件 6 筆、合計 8 件 29 筆 48,772 m²の申請となっています。資料につきましては、58 頁に位置図、59 頁から 64 頁に航空写真配置図、65 頁から 73 頁に航空写真を添付しています。詳細につきましては、議案書及び資料をご覧ください。

同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議 長 ただ今、議案 27 号の同意書分について説明がありました。同意書分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 27 号の同意書分 1 番から 29 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 28 号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 28 号「西海農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」説明します。資料 75 頁は、農振の変更について今回意見を求められた、4 件の調書です。2 件が編入、2 件が除外です。変更の理由は、事業採択（果樹経営支援対策事業）に伴う編入が 2 件 2 筆、農用地からの除外は、駐車場整備と違反転用解消のための除外が、1 件 1 筆ずつとなっています。次頁が、申請のあった 4 件の位置図です。1 番の編入は、西海町太田和郷字小久保の畑で、1 筆 663 m²の申請となっています。当該申請地は、従来果樹栽培を行っていた土地であります。果樹経営支援対策事業を活用し、収益拡大と作業効率の向上を目的に改植に取り組むもので、事業要件を満たすよう農用地区域への編入申請を行うものです。添付資料につきましては、76 頁から 82 頁までで、76 頁に位置図、77 頁に詳細の議案書、78 頁に付近近況図、79 頁に字図、80 頁・81 頁に現況写真、82 頁に航空写真を

添付しています。

引き続き 2 番の説明を行います。対象地は、西彼町小迎郷字長ハエノ辻の畑で、1 筆 2,758 m²の申請となっています。申請者及び土地の所有者は、調書のとおりで、変更の目的は、詳細の理由としては、下段右側に記載しているとおりで、これも改植事業採択に伴う編入です。補足ですが、本地番については、現在相続登記中です。添付資料につきましては、83 頁から 88 頁までです。76 頁に位置図、77 頁に調書、83 頁に詳細の議案書、84 頁に付近近況図、85 頁に字図、86 頁・87 頁に現況写真、88 頁に航空写真を添付しています。

引き続き 3 番の説明を行います。本案は、農用地からの除外になります。変更しようとする土地は、西彼町中山郷字高堂の田で、1 筆 1,123 m²の申請となっています。除外の理由としては、付近で事業を営んでいる法人の駐車場が不足するため、近隣の候補地を探索していたもので、必要な広さ・利便性等を考慮し、当該地を選定したものです。当該地に駐車場を整備するため、今回止むを得ず、農用地より除外を申し出るものです。資料 96 頁に駐車場の利用計画書並びに 97 頁に土地利用計画図を添付していますので参考にして下さい。95 頁の被害防除計画書の内容ですが、盛土は、最高 0.5m とのことですが、令和 7 年 5 月 23 日より運用されている『盛土規制法』については、関係行政書士に伺ったところ、長崎県盛土対策室に既に確認済みで、届出等は不要との事でありました。また、排水等についてですが、雨水は自然流下、汚水等は発生しないとのことです。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としては、隣接地は休耕地であり、被害発生の恐れはないとなっています。万一、隣接農地に被害を及ぼした場合については、申請者の責により解決する。となっています。

引き続き 4 番の説明を行います。本案も農用地からの除外になります。変更しようとする土地は、大瀬戸町瀬戸西濱郷字石割田の畑で、1 筆 56 m²の申請となっています。除外の理由としては、隣地より、建物が越境し宅地として利用されており、違反転用を解消するため、今回、農用地より除外を申し出るものです。県より「非農地の原因が人為的なものであり、かつ 20 年以上引き続き非農地である土地」及び「農用地区域からの除外が可能と判断される土地」に該当するものと判断されたため、今回の申請となりました。越境部分は、元地番より分筆されて、新地番となっています。資料 101 頁・102 頁に現況写真を添付していますので、参考にして下さい。事務局の説明は以上です。

議 長 それでは、1 番の補足説明を、10 番委員にお願いします。

10 番 10 番委員です。6 月 19 日に 18 番委員と地元推進委員、それに土地

所有者と私の４人で畑を見に行きました。ここの畑は以前から所有者が耕作していましたが、今回引き続きミカンを作るということで、農用地への編入を申請したということでした。所有者のお母さんが、ずっとミカンを熱心に作っておられ、今もその木は残っていますが、もう老木となっていますので、農用地に編入した後、補助を受けてそれを改植し、頑張りたいということでした。所有者は、２年ほど前に会社を退職して、今はミカン作りなど、一生懸命農業に取り組んでいますので、問題はないと思います。よろしくお願いします。

議 長 続きまして、２番の補足説明を、１６番委員にお願いします。

１６番 １６番委員です。６月２０日に１番委員と地元推進委員２名、それと申請者とで現地を確認してきました。申請者は、８年度に改植事業を申請するため、農用地区域外の申請地を農用地区域内に編入したいということでした。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続きまして、３番の補足説明を、６番委員にお願いします。

６ 番 ６番委員です。６月２０日に、申請法人の代表者、それから７番委員、地元推進委員２名と私の５名で確認をしました。申請地の田は、もう何十年も耕作されておらず、途中で所有者の知り合いの方が作られましたが、深田で耕作ができないということで、現在に至っています。変更の理由は先ほど説明がありましたが、申請法人の事務所の移転のため、現在の駐車場が狭くなるため、申請地を駐車場として使いたいということでした。盛土につきましては、隣接する県道に少し勾配があるため、入口付近に合わせて盛土をするということで、それも５０ｃｍ程ということで、特に問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 続きまして、４番の補足説明を、８番委員にお願いします。

８ 番 ８番委員です。６月２０日に担当行政書士と電話確認をした後、現地の確認をしてきました。この土地上の建物につきましては、民宿として建てられましたが、当時は図面の確認等がよくできておらず、越境してしまい、現在に至っています。また、写真でわかる通り、この土地は今後農地として活用できるような状態ではないことから、今回の除外は問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま、議案第２８号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

18番 18番委員です。3番の除外についてですが、先ほどの説明では湿田ということでしたが、写真で見る限り、私は単純に50cmの盛土だけで大丈夫なのかなと思いますが、その辺はどう考えますか。

6番 6番委員です。申請法人もその件については心配をしておられましたが、実際に駐車場にする段階で、工事関係で何とかするものと考えます。

議長 よろしいですか。他にございませんか。

19番 19番委員です。この場合に、1年目に50cm盛土をして、また次の年に50cm盛土をするといったことが可能かどうかお尋ねします。

事務局 事務局です。私も現地を確認した際に、状況からして50cmの盛土で足りるのかなというのは感じました。しかし今回の除外の後、実際に駐車場に転用する際は、5条の転用許可が必要となりますので、その時に綿密な計画・設計が出てくるとと思いますので、盛土規制法の対象となるかどうかということはその時にはっきりするものと思われます。一旦50cmで盛土して、また1年後に50cm盛土をするというのは、駐車場として継続的に利用がある以上は、難しいと思います。

6番 6番委員です。92頁の写真で、左奥に軽自動車が停っていますが、その辺りに里道がありますので、そこから進入するようになります。手前の方からだとも2m50cmぐらい高低差がありますので、奥の里道から入れば、盛土はそんなにしなくてもよいと思います。但し、湿地がひどいので、大きなグリ石を入れたりなどの地盤改良は必要だと思います。

議長 一度盛土を入れた後、再度追加工事をすることは可能ですか。

事務局 事務局です。盛土規制法の対象となることも考えられますが、可能ではあります。

議長 わかりました。他に何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について「意見なし」とすることにご異議
ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 28 号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」につきましては、「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。みなさんから何かございませんか。

次回の総会は

日 時：令和 8 年 7 月 2 1 日（火） 午前 1 1 時 0 0 分から

場 所：多以良地区公民館

事務局 これをもちまして令和 8 年西海市農業委員会第 6 回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 8 年 6 月 24 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人